

議会運営委員会

日 時 令和元年8月26日(月) 午前10時～
場 所 第3委員会室

1 令和元年亀岡市議会定例会9月議会について

- (1) 議案送付 8月26日(月)
- (2) 再 開 9月 2日(月)

2 議案の概要説明について

3 9月議会日程について …【別紙No.1】

- (1) 一般質問通告期限 9月 2日(月) 正午
一般質問順序・・・①共産党 ②公明党 ③新清流会 ④緑風会
- (2) 請願書等提出期限 9月 2日(月) 午後5時
- (3) 質疑通告期限 9月10日(火) 一般質問終了時
- (4) 意見書等提出期限 9月27日(金) 午前10時
- (5) 討論通告期限 9月30日(月) 午後4時
- (6) 市民憲章唱和 9月10日(火) 午前9時50分
◎唱和代表 富谷議員

4 議事日程(9月2日)について

諸報告

- 第1 会議録署名議員指名(小川議員、並河議員)
- 第2 第1号議案から第61号議案(提案理由説明)

◎諸報告

- ・ 地方自治法第180条(1件)
- ・ 健全化判断比率及び資金不足比率の状況
- ・ 附帯決議に関する事後の状況、対応等の報告
- ・ 監査結果報告(例月)
- ・ 理事者出席要求
- ・ 副市長及び教育委員あいさつ

【裏面に続く】

5 陳情・要望について

- (1) 難病法における指定難病助成制度の改善を求める陳情書 … 【別紙No. 2】

6 議場の理事者席について … 【別紙No. 3】

7 一般質問通告について… 【別紙No. 4】 【別紙No. 5】

- (1) 通告書について
 - 事務局へメール送信
- (2) 質問時間 答弁を含め1人45分
- (3) 会派内質問順序 8月30日（金）までに事務局へ

8 決算審査について

- (1) 事務事業評価対象事業について … 【別紙No. 6】

9 その他

- (1) 議場内撮影許可の申請（市政記者クラブ、秘書広報課）
- (2) エコ・オフィス推進期間（10月31日まで）
- (3) 本日（8/26）の予定
 - 幹事会、（午後）会派会議、広報広聴会議、
 - 決算特別委員会産業建設分科会
- (4) 議会運営委員会の予定
 - 8月28日（水）10:00 議会運営委員会（活性化検討）
 - 9月 9日（月）11:00 議運事前調整（正副委員長のみ）
 - 9月10日（火）一般質問終了後 議会運営委員会
 - 9月30日（月）13:00 議運事前調整（正副委員長のみ）
 - 9月30日（月）14:00 議会運営委員会、幹事会
 - 10月1日（火）午前 議会運営委員会

令和元年亀岡市議会定例会 9月議会日程表（案）〔詳細版〕

別紙No.1

Ver. 0826

【議会期間30日間】

日	曜日	会 議 等	備 考
8/23	金	9:30～ 環境厚生常任委員会(月例) 11:00～ 市長・議長議案調整 13:30～ 議運事前調整	議案概要
24	土		
25	日		
26	月	【議案送付日 概要説明】 10:00～ 議会運営委員会(市長出席)・幹事会 午後 会派会議 終了後 広報広聴会議、産業建設分科会(決算)	議案
27	火		
28	水	10:00～ 議会運営委員会(活性化検討) 14:00～ 議員団研修	
29	木	13:30～ 産業建設常任委員会(月例)	
30	金		
31	土		
9/1	日		
2	月	10:00～ 【本会議(再開、諸報告、署名議員、提案理由)】 <12:00 一般質問通告期限><17:00 請願書提出期限>	議事日程、監査報告 出席要求、提案理由
3	火		
4	水		
5	木		
6	金		
7	土		
8	日		
9	月	13:00～ 市長・議長議案調整(追加議案) 14:00～ 議運事前調整	追加議案概要
10	火	【本会議(一般質問)】 (一般質問終了後) 議会運営委員会(市長出席)・幹事会 <一般質問終了時 質疑通告期限>	議事日程 付託表、請願文書表 追加議案
11	水	【本会議(一般質問)】	議事日程
12	木	【本会議(一般質問、提案理由、質疑、付託)】	議事日程、提案理由
13	金	10:00～ 総務文教常任委員会	
14	土		
15	日		
16	月祝	(敬老の日)	
17	火	10:00～ 環境厚生常任委員会	
18	水	10:00～ 産業建設常任委員会	
19	木	10:00～ 決算特別委員会 全体会(市長出席)、各分科会	
20	金	10:00～ 決算特別委員会 各分科会	
21	土		
22	日		
23	月祝	(秋分の日)	
24	火	10:00～ 決算特別委員会 各分科会	
25	水	10:00～ 決算特別委員会 各分科会	
26	木	10:00～ 決算特別委員会 各分科会、全体会 決算分科会委員長会議	指摘要望一覧、事務事業 評価一覧
27	金	委員会(予備日) <10:00 意見書提出期限>	
28	土		
29	日		
30	月	10:00～ 市長・議長議案調整(人事議案) 13:00～ 議運事前調整 14:00～ 議会運営委員会・幹事会 会派会議 <16:00 討論通告期限>	人事議案、意見書案
10/1	火	10:00～ 各常任委員会、決算分科会委員長会議 議運事前調整、議会運営委員会・幹事会、会派会議 午後 【本会議(委員長報告～採決、人事議案、休会)】	意見書案、審査結果 議事日程

令和元年6月13日受理
(郵送)

難病法における指定難病助成制度の 改善を求める陳情書

【陳情の要旨】

- 1 重症度分類をはじめ、安易な対象者ふるい分けを止めるよう国に求めること。
- 2 法制化以前の「特定疾患登録者証」制度を創設するよう国に求めること。
- 3 「臨床調査個人票」作成費用を公費負担とするよう国に求めること。
- 4 すべての難病を難病法における指定難病とするよう国に求めること。

【陳情の理由】

2015年1月に施行された難病の患者に対する医療等に関する法律により、難病患者に対する医療保障がようやく法制化されたこと、同法に基づく医療費助成が社会保障給付に明確に位置付けられたこと、対象疾患が拡大し、今後も対象が拡大されていく道筋が準備されていることを、心より歓迎しております。

しかしながら、難病法では指定難病であっても、病状の程度をみる「重症度分類」によって医療費助成を受けられる人と受けられない人にふるい分けられ、以前は対象だった患者のうち、少なくない人たちが助成対象外になる事態が発生しました。患者からは、「症状の波が大きいことが考慮されていない」「服薬して症状の安定化をはかっているにもかかわらず、その状態で重症度を判定される」「痛みや感覚障害があるのに運動機能障害だけで重症度が判定される」などの声が寄せられています。

さらに、国の「指定難病検討委員会」は、難病法施行5年目の見直し規定により、指定後の調査研究や医療技術の進展により指定難病と言い難くなった既存の難病の取扱いを検討事項として挙げていると報道されています。完治する治療法が確立したのであればともかく、人数の増加等をもって指定難病から外されるということになれば、第2の助成対象者のふるい分けにしかありません。

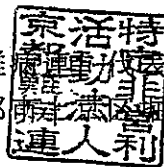
つきましては、医師の団体である京都府保険医協会と患者団体であるNPO法人京都難病連は、国に対し上記陳情要旨を求めたいと考えています。

貴議会におかれましては、ぜひとも指定難病助成制度改善を求める国への意見書をご提出いただきますよう、心よりお願い申し上げます。

2019年6月11日

亀岡市議会議長 齊藤一義 様

陳 情 人 : NPO法人京都難病連 理事 北村 正樹
 陳情人住所 : 〒602-8143 京都府東山区川通丸太町下ル 京都福祉会館4F
 電 話 : 075-822-2691



陳 情 人 : 京都府保険医協会 理事長 鈴木 卓
 陳情人住所 : 〒604-8162 京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町 637
 インターフェイス烏丸6F
 電 話 : 075-212-8877 ファクシミリ : 075-212-0707



難病法における指定難病助成制度の改善を求める意見書（案）

難病の患者に対する医療等に関する法律の成立により、難病患者に対する医療保障が法制化されたこと、同法に基づく医療費助成が社会保障給付に明確に位置付けられたこと、対象疾患が拡大し、今後も対象が拡大されていく道筋が準備されていることを、心より歓迎している。

しかしながら一方で、法制化に伴い導入された「重症度分類」基準により、同じ難病患者であっても助成対象者がふるい分けられることとなった。そもそも疾患は個別性が高く、まして難病は現時点で軽快、寛解であっても、増悪時は一気に重症化する可能性が高いものだ。難病患者には日常的な予防が必要であり、そのためには定期的な医師のフォローが必要である。早期発見、早期対応で患者の生活水準を維持することが可能であり、難病法が社会保障であるならば、少なくともすべての指定難病患者を助成制度の対象にすることが当然と考える。

また、疾病がいったん軽快・寛解しても、難病の場合は増悪時に入院が必要となるケースが多々見受けられる。増悪してから申請しては、必要な時に医療費助成を受けることができない。従来の「特定疾患治療研究事業」にはあった、軽快者への「特定疾患登録者証」のような制度を創設が求められる。

さらに、医療費助成申請を行うにあたって、臨床調査個人票の自己負担額が大きいこと、申請を見合わせるという事態が発生している。今後未申請者が増えることによって、軽症患者のデータ不足など、調査研究に影響を及ぼすことが懸念される。また、十数ページにも及ぶ調査票は、記入する医師への負担にもなっている。

難病は特別な病気ではなく、誰がかかってもおかしくない疾患である。未診断疾患を含めた難病の原因の究明や治療法の確立、診断基準と治療体制の整備へ更なるご尽力をいただき、指定難病の一層の拡大が求められる。あわせて、難病に対する国民への周知や患者本人・家族への生活、就労、就学などの支援を、相談窓口となる関係各所への専門家の配置などで、一層の充実を図る必要があると考える。

よって、国におかれては、難病に対する取組みを推進するため、指定難病助成制度の改善を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2019年 月 日

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣

〔亀岡市議会議席配置図〕

| 入口 |

傍聴席											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

記者席											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

小松康之 こまつ やすゆき 17			木曾利廣 きそ としひろ 19			竹田幸生 たけだ ゆきお 20			平本英久 ひらもと ひでひさ 21			西口純生 にしぐち すみお 22			菱田光紀 ひしだ みつり 23			石野善司 いしの ぜんし 24								
田中豊 たなか ゆたか 7			並河愛子 なみかわ あいこ 8			山本由美子 やまもと ゆみこ 9			木村勲 きむら いさお 10			赤坂マリア あかさか まりあ 11			三宅一宏 みやけ かずひろ 12			松山雅行 まつやま まさゆき 13			奥野正三 おくの しょうぞう 14			福井英昭 ふくい ひであき 15		
長澤満 ながさわ みつる 1			三上泉 みかみ きよし 2			富谷加都子 とみたに かつこ 3			一問一答			浅田晴彦 あさだ はるひこ 4			大塚建彦 おおつか たてひこ 5			小川克己 おがわ かつみ 6								

桂川市長 かつらがわ 石野副市長 いしの 仲山副市長 なかやま 市長公室長 会計管理室長					まちづくり推進部 事業担当部長 まちづくり 推進部長 病院事業管理者				
企画管理部長 総務部長 生涯学習部長 環境市民部長 健康福祉部長					演壇 上下水道部長 病院管理部長 産業観光部長				
財政課長 こども未来部長					議事調査係長 行政委員会 委員長等 総務課長 議会事務局次長 藤本弘 ふじもと ひろし 副議長				



議会運営の留意事項について

(参考) 地方議会運営辞典、議会運営の実際

一般質問について

(1) 一般質問とは

議員が、その属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め又は疑問を質すもの。

(2) 通告制を採用する理由

通告によらない場合、執行機関で十分な答弁の準備ができず、議員にとっても不満足な答弁しか得られないという問題が生じ、充実した能率的な議会運営ができなくなるため、通告制を採用している。

(3) 通告にない質問をした際の取り扱い

執行機関は通告にない質問を受けたとき、答弁を留保することについてはやむを得ないと解されている。通告制を採っている以上、質問は通告した事項を中心とするべきである。議員が通告事項以外について論及する場合、議長は注意を促す。それでも通告外の事項について質問を続ける場合、議長は発言を禁止することができる。

亀岡市議会会議規則

(一般質問)

第 62 条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

先例・申合せ

118 一般質問の項目は、具体的に通告する。

○一般質問の項目は細分化し、具体的に記載する。「その他」「等」の表現は用いない。

○一般質問の項目は、市政における一般事務に限る。

○一般質問の項目は、重複のないよう会派内で調整を行う。

平成30年度決算 事務事業評価対象事業（R1.9実施）

総務文教分科会

- 1 移住・定住促進経費
- 2 外国青年招致経費
- 3 セーフコミュニティ推進事業経費

環境厚生分科会

- 1 環境保全対策経費
- 2 生活困窮者自立支援事業経費
- 3 包括的支援事業経費（介護保険事業特別会計）

産業建設分科会